平成２９年（フ）第１５３９号
福岡県太宰府市吉松１丁目５番30号
破産者　大本　広宣
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３３号
埼玉県熊谷市野原1104番地１
破産者　飯島　勝子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３４号
埼玉県熊谷市野原1104番地１
破産者　飯島　伸夫
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２５３号
埼玉県東松山市大字柏崎454番地10
破産者　大澤　由美
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６８号
新潟市西区寺尾北１丁目12番40号　メモリーワールド205号、前住所新潟市西区寺尾北２丁目６番39号31（破産開始決定時の住所）新潟市中央区旭町通２番町5230番地10
破産者　長谷川　実
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１０８９号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５－305号
破産者　野田　慎也
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６２号
福岡市早良区有田４丁目29番20－202号
破産者　原田　謙一
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１４号
福岡市西区壱岐団地６番641号
破産者　坂上　　明
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４４号
福岡市東区原田１丁目48番４－206号
破産者　坂元香津枝
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７３号
福岡県筑紫野市湯町１丁目６番26－203号、前住所福岡県太宰府市向佐野２丁目７番21号ビューコートＭ　Ｅ202号
破産者　松岡　史朗
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９４号
北九州市小倉南区南方４丁目15番３号
破産者　泉　　直次
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０２号
佐賀県鹿島市大字高津原168番地１　エスポワール朝日Ｂ201
破産者　宮本菜々子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３３号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋828番地６（マンション高倉３－Ａ－２）
破産者　山田美詠子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１４００号
札幌市西区発寒10条４丁目９番５号　コンフォート発寒Ａ－202号
破産者　池田　高広
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５８号
札幌市清田区北野６条２丁目10番15号
破産者　西部　優子
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３２号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番18号ニューコーポ元町Ｃ－102号
破産者　三木　郁夫
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３４号
東京都江戸川区西瑞江５丁目17番地４　要荘201、開始決定時の住所仙台市青葉区花京院２丁目１番18－503号
破産者　佐藤　大信
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
福岡県宗像市徳重１丁目13番７号　レオパレス宗像202号、申立時の住所宮城県塩竈市千賀の台２丁目14番８号　千賀の台ＳｐｉｎａｃｈⅡ　203号
破産者　阿部　智史
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係